表－2

水道法第四条第二項の規定に基づく水質検査セット表

項　　目	セ　ッ　ト　項　目						
一般細菌	浄水全50項目	浄水48項目	原水全40項目	原水38項目	省略不可９項目	浄水受水全29項目（内20項目）	
大腸菌							
塩化物イオン							
有機物（全有機炭素(TOC)の量）							
ｐＨ値							
味							
臭気							
色度							
濁度							
クロロホルム					消毒剤消毒副生成物11項目		
ジブロモクロロメタン							
ブロモジクロロメタン							
ブロモホルム							
総トリハロメタン							
クロロ酢酸							
トリクロロ酢酸							
ジクロロ酢酸							
ホルムアルデヒド							
臭素酸							
シアン化物イオン及び塩化シアン							
1,4-ジオキサン　1）2）					地下水を水源とする場合の考慮すべき８項目	浄水施設の出口等を採取の場所として選定できる21項目	
四塩化炭素　2）							
1,1-ジクロロエチレン　2）							
シス-1,2-ジクロロエチレン　2）							
ジクロロメタン　2）							
テトラクロロエチレン　2）							
トリクロロエチレン　2）							
ベンゼン　2）							
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素　2）							
カドミウム及びその化合物　2）							
水銀及びその化合物　2）							
セレン及びその化合物　2）							
ひ素及びその化合物　2）							
フッ素及びその化合物　2）							
ホウ素及びその化合物　1）2）					その他原水の状況等を考慮すべき14項目		
ナトリウム及びその化合物　2）							
ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）　2）							
蒸発残留物　2）							
陰イオン界面活性剤　2）							
非イオン界面活性剤　1）2）							
フェノール類　2）							
マンガン及びその化合物　2）							
鉛及びその化合物　2）					水道用資機材・薬品からの溶出・付加を考慮すべき６項目	浄水受水全29項目（内９項目）	
六価クロム化合物　2）							
亜鉛及びその化合物　2）							
アルミニウム及びその化合物　1）2）							
鉄及びその化合物　2）							
銅及びその化合物　2）							
ジェオスミン					停滞水を水源とする場合の考慮すべき２項目		
2-メチルイソボルネオール							

1）　消毒剤消毒副生成物、省略不可９項目、カビ臭物質以外での過去にデータのない４項目
2）　厚生労働省令第百四十二号の三ーハに指示されている２８項目